

「平成24年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員の意見・提言

番号	A-7	担当課	管財課
事務事業名	庁舎維持管理事業		

判定区分							(仕分け市民委員数はA班5名、B班5名)						
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市(改善有)	7	東久留米市(現行通り)
	0		0		0		0		0		5		0

仕分け委員 意見・提言

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他(余裕面積の有効活用)

○総務省の庁舎建設にかかる地方債起債同意基準によって、庁舎内勤務職員および議員数を基に庁舎の面積を計算すると3,807㎡(1,151坪)の余裕面積が算出されます。この面積は、6,7階と5階の半分の面積です。  
 ○教育センターや男女平等推進センターを庁舎に吸収し経費節減を図る必要があります。  
 ○特に、年間約30日しか使われない議事堂の有効活用が必要です。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

○庁舎の有効活用の徹底。(議場の有効活用)  
 ○市有諸施設の合理的、効率的な管理手法(ファシリティマネジメント)の導入により、諸施設の運営管理の効率化を図ると共に総合的一元管理によりエネルギーコスト削減を目指すべき。  
 ○ファシリティマネジメントを実現するために市長をリーダーにして横断的な戦略組織を創設(ファシリティマネジメント全庁委員会/ファシリティマネジメントワーキング・グループ等)  
 ○ESCO事業を積極的に推進すべき。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他(議場などの有効活用。庁舎面積は余裕面積が多過ぎる。)

①市議会議場は、税金で建てられているので、市民の使用に供すべきである。議場を神聖視する事は、止めて市民対象のコンサートや展覧会や映画会などのイベントに多いに活用すべきである。  
 ②庁舎には、充分余裕面積(会議室や応接室など)がある。(例えば、事業仕分け当日の市民委員の控え室は、平日は職員の休憩室に使われているのだろうか?和室2部屋や応接イスなど余裕のあるスペースですが、、、)

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他

○施設管理の前にその現在価額を把握しなければならない。  
 ○維持管理規則を見直す必要がある。 ○施設の有効活用を求める。

委員・・・6東久留米市(改善有)⑦その他(民間委託は市民活用、市庁舎で収益を!!)

○市庁舎を活用した収益方策を考える。 ○ファシリティマネジメントの導入の一元化  
 ○エネルギー削減は、数字と共に職員市民の精神的面も観察すること。  
 ○民間委託に市民活用検討→1F受付等市民が適切。

担当課の考え方

市庁舎内は全て公用財産の位置付けとなっております。したがって市庁舎内にある会議室等のスペースの利用については地方自治法及び東久留米市公有財産規則で、原則的に利用目的が公用で使用する場合に限るとされております。よって市庁舎内の会議室等につきましては、本利用目的以外の使用を行ってはおけません。しかしながら地方自治法の改正により床面積又は敷地に余裕がある場合に貸付が可能となったことにつきましては、市庁舎管理及び使用状況等を踏まえてではありますが今後の課題であると捉えております。また、ファシリティマネジメントを導入し公共施設の管理を一元化し効率化を図ることにつきましては、平成24年度施政方針において市長より「施設を総合的に把握し、施設の企画、管理、活用に当たって、その施設と環境の有効活用を図る」と示され、市の中で総合的な視点から検討していくこととなっております。